

議長・知事への勧告時の委員長発言要旨

2024 (R6) 年10月 9日
鳥取県人事委員会

当委員会では、本日まで、民間給与実態調査の結果や、県内の経済・雇用情勢、国の人事院勧告や他の地方公共団体の状況をもとに、各任命権者や職員団体の意見を聴きながら、本県職員の給与改定について、検討を重ねてきました。

本日、本県職員の給与改定についての内容がまとまりましたので、勧告を行うものです。

1. 月例給

- はじめに、月例給について申し上げます。
- 月例給の公民較差については、県職員給与が県内民間給与を2.61% (9,086円) 下回っておりました。
- このため、当委員会としましては、地方公務員法第24条第2項に定める給与決定の原則を踏まえ、民間給与との均衡を図るため、月例給を引き上げることが適当と判断いたしました。
- 改定内容としては、本県における給与制度が国の制度を基本としていることから、また民間給与との均衡を図ることも考慮して、給料表を本年の人事院勧告による国の俸給表をもとに、公民較差を解消するよう水準の引上げを行い改定（切替え）し、若年層に特に重点をおきつつ全ての職員を対象に引き上げることを内容としています。
- この改定は、本年4月分の給与から実施するように勧告しています。

2. 特別給

- 次に、特別給について申し上げます。
- 特別給については、県職員の年間支給月数(4.20月)が県内民間事業所の年間支給月数(4.33月)を0.13月分下回っておりました。
- このため当委員会としましては、月例給と同様に、県職員の特別給を引き上げることが適当と判断いたしました。
- 改定内容としては、県職員の特別給は0.05月単位で改定を行うこととしていることから、特別給の支給月数について、国の勧告による0.10月分の引上げ幅より大きい、0.15月分の引上げを内容としています。
- 引上げにあたっては、期末手当に0.05月分、勤勉手当に0.10月分配分することとしています。
- この改定は、本年12月期分の特別給から実施するように勧告しています。

3. 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

- 本年の人事院勧告でも言及されましたが、現下の公務員人事管理上の重点課題（若年層給与水準の競争力向上、職務や職責重視の処遇など）への対応として、給与制度のアップデートと称して、時代の要請に即した給与制度への転換を図ることについて、本県の勧告及び報告においても言及しています。
- 具体的には、初任給や若年層の給与水準の大幅引上げ、管理職の職責に見合った給料体系への刷新など、給料及び扶養手当、通勤手当等の諸手当にわたり包括的に給与制度を見直すこ

とについて言及しています。

○この見直しについては、原則、令和7年4月1日から実施するように勧告しています。

4. 人事管理に関する報告

○併せて、人事管理に関して意見を述べています。

本年の人事管理報告では、「職員が成長し、やりがいをもって能力を発揮できる魅力ある組織」と「職員が健康的かつ安全に安心して働き続けることができる職場環境」を実現するための意見について重点的に述べました。

○一点目は「職員が成長し、やりがいをもって能力を発揮できる魅力ある組織」についてです。

「人材獲得競争」が激化する中、まず採用において「幅広い人材から選ばれる魅力ある組織」について、採用後において「職員の成長及び能力発揮に対する支援」について述べています。

○二点目は「職員が健康的かつ安全に安心して働き続けることができる職場環境」についてです。

「疾病の予防・治療、労働環境の改善」、「長時間労働の是正等」、「仕事と生活の両立」、「ハラスメントの防止・対策」、「意欲ある職員が働き続けることができる職場環境の整備」など、「職員が健康的に安全に安心して働き続けることができるための環境を阻む要因の除去及び職員に健康面や家庭面等における勤務上の支障が生じた際の支援」について述べています。

○多様な職員一人ひとりが、自由、活発に意見を交わし合い、伸び伸びとその能力を高め、発揮して活躍し、互いに連携、協力して県民の安全、安心な生活を守っていくことができるよう、さらに風通しのよい組織文化、風土の醸成に継続して取り組まれることを期待します。

5. 勧告等実施の要請

職員の給与に関する勧告及び人事管理に関する報告の内容は以上のとおりです。

職員は、本県を取り巻く環境が急速に変化していく中、日々職務に精励し、県民サービスの維持、向上に懸命に努力されるとともに、様々な課題に前向きに取り組み、先進的な施策を実施しておられます。

このような職員の努力に対し、本委員会としても心から敬意を表するとともに、今後とも心身の健康にも十分に留意しつつ、県民とその生活を守るため、高い使命感と厳正な規律をもって職務に精励し、もって県民の期待と信頼に応えられますようお願いいたします。

知事（県議会）におかれては、地方公務員法に基づく「勧告及び報告制度」にご理解いただき、本勧告、報告に基づいて適切に対応いただくよう要請します。